



日本国憲法 教育基本法  
学校教育法 学習指導要領  
北海道教育行政執行方針  
釧路管内教育行政執行方針  
標茶町教育行政執行方針  
中央教育審議会答申等  
各種通知等

<標茶中学校の教育目標>

- 心身ともにたくましい生徒 ○自他を大切にする生徒 ○自ら学びつづける生徒

<標茶中学校の校訓>

- 克己 自己の未熟さや弱さを自覚し、不安や困難さ、苦痛などに負けることなく、それら乗り越えようとする中で、自己の人生を前向き・ひたむきに生きること

重点課題 互いのよさを生かし、主体的に変化に対応しようとする生徒の育成  
～やり抜く「意欲」と「手段・方法」をもたせる指導の充実～

【目指す教師像】

- ・不易と流行 ・情熱と使命感  
・職能と資質 ・教育愛  
・教師のやりがいは、生徒を「人として」成長させること

【目指す学校像】

- 生徒が満足し、保護者が納得し、地域が応援する学校

知・徳・体のバランスの取れた生徒の育成

<令和5年度の重点事項> ※ ①～③は最重点事項

- ①授業改善に向けた取組の推進……計画的な校内研修活動の推進と日常の授業への応用  
○近年の校内研修理論に基づく1人1授業の公開と日常の授業への応用
- ②1人1台端末の積極的な活用……教育活動での意図的な活用と双方向のオンライン学習の試行  
○ICT特別委員会による教育活動でのICT活用状況の把握、双方向のオンライン学習の実施
- ③小中連携の積極的な推進……目的を明確にした小中連携の実施とコミスク導入への準備  
○学期に1回以上の小中情報交流等の場の設定、学校運営協議会設置の準備、指定事業への協力と取組内容の推進
- ④不登校生徒への対応……組織的な対応による不登校生徒解消に向けた取組の充実  
○不登校対策チームによるサポート計画の実施
- ⑤特別支援教育の体制整備……全校体制によるニーズに応じた個別指導の充実  
○全教職員での情報共有とサポート体制の確立
- ⑥保護者・地域に向けた積極的な情報発信……学校HP・学校だより・学級だより等の意図的な活用  
○定期的な内容更新と担当の明確化(学校HP)、日常の教育活動の意図的な周知(学校だより・学級だより)
- ⑦危機管理の徹底……行動指針の周知・徹底と危機管理マニュアルの見直し  
○年度当初の「行動指針」配布による周知徹底、行動指針やマニュアルの点検・見直し
- ⑧働き方改革の推進……コアチームを中心とした超勤45時間以内達成に向けた取組の推進  
○超勤45時間超えの勤務者の2割削減

家庭で育む

- 基本的な生活習慣の確立  
・規則正しい生活習慣  
・メディアへの接し方  
○家庭学習習慣の確立  
○社会的なマナー、自制心・自立心の育成

(学校運営協議会)

地域で育む

- 体験・経験を拡充・補充する  
○「地域の目と声」で生徒を見守り、育てる  
○必要に応じて、学校と連携・協働する

【経営の重点】

- (1) 授業を中心とした教育活動を展開する
- (2) 各教科、学年・学級、分掌で教育目標に対する取組をマネジメントする
- (3) 「組織」としての学校を機能させる

安全・危機管理

- ・危機管理マニュアルの整備と見直し
- ・新型コロナウイルス対策の徹底
- ・通学路の安全確保、通学状況の確認

「積極的な生徒指導」をあらゆる教育活動の場に生かす  
○共感的な人間関係の育成 ○自己存在感の育成 ○自己決定力の育成

「確かな生徒理解」と「教職員による協働・連携」  
○定期的な「生徒情報交流」等による共通理解、共通認識 ○的確な役割分担と確実な報告・連絡・相談による情報共有